

検察の再生に向けての取組

検察の再生のためには、検察の在り方検討会議の提言を踏まえ、法務省と最高検が適切に役割分担し、相互に協力しつつ、改革策を検討・推進していくことが必要不可欠であり、法務省と最高検において、できる限り速やかに改革策の実現に努め、1年後を目途に進捗状況を取りまとめて公表することとする。

1 最高検が検討・推進すべき事項

検察の現場を預かる最高検においては、以下の事項について、積極的かつ速やかに検討・取組に着手するものとする。

(1) 提言の第1「検察の使命・役割と検察官の倫理」関連

○ 検察官の使命・役割を示した基本規程の制定

〔特に留意すべき事項〕

外部の有識者からの意見聴取などを通じて、外部の声を聞きつつ、検察の次代を担う若手検事等の意見が汲み取れるよう、多くの検察官が参加する幅広い議論・検討を経ることに特に留意し、6か月以内を目途に基本規程を制定する。

(2) 提言の第2「検察官の人事・教育」関連

○ 人材開発・育成・教育の在り方の改革

○ より適切な人事政策の推進

○ 長期的な構想による組織的・継続的取組

〔特に留意すべき事項〕

検察官の人事・教育については、最高検と法務省との密接な連携・協力が特に重要となる分野である。最高検においては、先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため、3か月以内を目途に分野別の専門委員会を設置するなど、各種取組を推進する。

検察官の人事・教育を含む検察改革を、最高検のリーダーシップの下で力強く推進するため、最高検に専門部署を設置するなど、改革策の実施状況の定期的な検証と必要な見直しが行える体制を直ちに整えることとする。

(3) 提言の第3「検察の組織とチェック体制」関連

○ 特捜部の組織の在り方の見直し

○ 検察における捜査・公判のチェック体制の構築

○ 監察体制の構築

○ 検察運営の在り方について外部から適切な意見等を得る仕組みの構築

[特に留意すべき事項]

特捜部の組織の在り方については、まずは最高検において、直ちに、その見直しのための検討に取り掛かり、3か月以内を目途に検討結果を得ることとする。また、特捜部の独自捜査に対する「横からのチェック」体制の構築、公判段階における組織的なチェック体制の構築、違法・不適正行為の監察の実施及び検察運営全般に関して外部の有識者から意見・助言を得られる仕組みの構築についても、3か月以内を目途に実現することとする。

(4) 提言の第4「検察における捜査・公判の在り方」関連

○ 検察の運用による取調べの可視化の拡大

[特に留意すべき事項]

被疑者取調べの録音・録画は、今後、より一層、その範囲を拡大すべきである。特捜部における被疑者取調べの録音・録画の試行は、それを前提とするものであることに鑑み、その実施に当たっては、以下の点に特に留意して方策を講じることとする。

- ① 試行指針上の対象となり得る事件については、原則として全事件において試行を行う。
- ② 全過程の録音・録画を行った場合に何らかの弊害が生じることとなるのかといった問題点についての検討に資するよう、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とする。
- ③ 検察官の恣意を排した積極的な運用が確実に行われるような方策を講じる。
- ④ 最高検は、多角的な検証を行うため、試行状況について逐次報告を受けて把握する。

これらの留意点に従った試行が行われるようにするための措置を、1か月以内を目途に講じた上、速やかにそれに基づく試行を行い、1年後を目途として、録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を実施する。

また、特別刑事部の独自捜査事件の被疑者取調べの録音・録画については、必要な機器の整備を行った上、3か月以内を目途として試行を開始するよう努め、1年後を目途に多角的な検証を実施する。

さらに、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける取調べの録音・録画についても、必要な機器の整備を行った上、3か月以内を目途に試行に着手し、専門家の意見を十分に聴取しつつ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を積み重ね、1年後を目途に多角的な検証を実施する。

2 法務省が検討・推進すべき事項

法務省においては、最高検における検討・取組の進捗状況について適時報告を受けるとともに、以下の事項について、積極的かつ速やかに検討・取組に着手する。

(1) 提言の第2「検察官の人事・教育」関連

○ 人材開発・育成・教育の在り方の改革

○ より適切な人事政策の推進

〔特に留意すべき事項〕

特に、検察官に対する研修の拡充、専門性向上のためのキャリア形成支援、さらには、有能な人材の幅広い採用、女性の幹部への登用の促進、全国的な見地での人事配置の実施などについて、可能なものからできる限り速やかに実施する。

(2) 提言の第4「検察における捜査・公判の在り方」関連

○ 新たな刑事司法制度の構築に向けた検討の開始

〔特に留意すべき事項〕

現在の刑事司法制度が抱える問題点に加えて、取調べの録音・録画の拡大と法制化に伴う問題点に正面から取り組み、多岐にわたる諸課題を検討して新たな刑事司法制度を構築していくため、直ちに、法制審議会に対し、所要の諮問を発する準備を開始する。その際、法制審議会における調査・審議に当たり、専門家の知見に加えて、国民の声を十分に反映することができるように配慮する。